

# 三重県公報

第八千五百五十五号

昭和三十一年十月十二日

金 曜 日

## 要 目 次

- 一 三重県補助事業調整補助金交付規程制定
- 一 公共測量終了
- 一 七地改良区役員就任、退任

## 告 示

### ◎三重県告示第七百五十六号

三重県補助事業調整補助金交付規程を次のように定める。  
昭和三十一年十月十二日

三重県知事 田 中 覚  
三重県補助事業調整補助金交付規程

### （趣旨）

**第一条** この規程は、県費補助を受けて行う市町村の事務又は事業（以下「補助事業」という。）について、調整を行うため交付する補助金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （調整補助金）

**第二条** この規程で調整補助金とは、補助事業に関連して交付する県費による補助金、負担金、交付金等で、補助事業の調整を目的とするものをいう。

### （調整補助金交付の事由）

**第三条** 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は補助事業の調整を行うため、当該事業と関連を有する市町村に対し、予算の範囲内で調整補助金を交付する。

一 県における地域別総合振興計画の実施上、特に必要のある場合

二 県行政の総合的一体性を確保するため、特に必要のある場合

三 新市町村建設促進上、特に必要のある場合  
 四 補助事業の実施が当該市町村の財政を著しく圧迫するた  
 め特に必要のある場合  
 五 補助金等が少額で行政効果が少いため、特に必要のある  
 場合  
 六 その他緊急事業として特別の考慮を必要とする場合  
 (補助の比率)

第四条 調整補助金の補助の比率は、それぞれ当該補助事業に  
 対する県費補助の比率と同率とする。

2 補助事業の調整上特に必要あるときは、前項の規定にかか  
 わらず個々の事業等について別に補助の比率を定めることが  
 できる。

(配分計画)

第五条 調整補助金は、知事公室企画課において県総合開発計  
 画及び新市町村建設計画その他の関連により、総合的に検  
 討の上、その配分計画を策定するものとする。

2 前項の場合において必要あるときは、知事公室長は関係部  
 課長の意見を徴し、又は資料の提示を求めることができる。  
 (配分額の決定)

第六条 前条の配分計画は、関係部長で審議の上、知事が決定  
 する。

(調整補助金の交付)

第七条 配分計画の決定した調整補助金については、総務部地  
 方課において当該補助事業の各主管課に対し、関係予算の執  
 行を委任する。

2 前項の各主管課においては、補助事業に対する補助金等の  
 交付の例により、調整補助金を市町村に交付する手続を行う  
 ものとする。

(調整補助金の返還等)

第八条 調整補助金交付の指令又は補助金の交付を受けた市町  
 村が、次の各号の一に該当する場合は、知事は当該指令を取  
 り消し、又は既に交付した調整補助金の全部もしくは一部の  
 返還を命ずるものとする。

- 一 調整補助金交付の条件に違反したとき。
- 二 事業等実施の方法が不相当と認められたとき。
- 三 当該事業等と関連する補助事業の実施が著しく不相当と  
 認められたとき。

(準用規定)

第九条 この規程に定めるものを除くほか、調整補助金交付の  
 手続に関しては、それぞれの補助事業に対する補助金の交付  
 に関する規程の規定を準用する。

(雑則)

第十条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十一年度予算に係  
 る調整補助金から適用する。

◎三重県告示第七百五十七号

次の公共測量は終了した旨、近畿電気通信局長から通知があ  
 ったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条  
 第三項および第三十九条の規定に基いて告示する。

昭和三十一年十月十二日

- 一 作業地域 三重県知事 田 中 覚  
 南牟婁郡紀宝町大字成川
- 二 作業期間 昭和三十一年九月十七日から、  
 昭和三十一年九月二十一日まで
- 三 作業の種類 平板測量(補備測量を含む。)

公 告

◎次の土地改良区から、理事および監事就任ならびに退任の届  
 出があったから、土地改良法第十八条第十一項の規定により  
 公告する。

昭和三十一年十月十二日

- 三重県知事 田 中 覚
- 尾川土地改良区(熊野市神川町)

就任理事 熊野市神川町尾川

林 進十郎  
 和田 信義(重任)

就任理事 " "

西岡 一郎

就任理事 " "

田尻亥之助

就任理事 熊野市神川町尾川

仲西 規(重任)

就任理事 " "

山本 秋夫

就任理事 熊野市神川町尾川

高梨 義男

就任理事 " "

柏 理一

就任理事 熊野市神川町尾川

前 照雄(重任)

就任理事 " "

高梨 義男

就任理事 熊野市神川町尾川

辛福田 貢

二 三和土地改良区(員弁郡東員村)

就任理事 員弁郡東員村大字中上二〇四番地

早川喜三郎(重任)

就任理事 " "

員弁郡東員村大字南大社八四四番地

就任理事 " "

中山 竹一(重任)

就任理事 " "

員弁郡東員村大字長深三、七四二番地

就任理事 " "

岩田甚太郎(重任)

就任理事 " "

員弁郡東員村大字南大社七五番地

就任理事 " "

近藤 耕一

就任理事 " "

員弁郡東員村大字南大社一、一八五番地

就任理事 " "

一色 久信

就任理事 " "

員弁郡東員村大字長深四、〇六〇番地

就任理事 " "

水谷 季義

員弁郡東員村大字長深二、五四九番地 稲見 国正  
 員弁郡東員村大字中上一、三四四番地 広田 房吉  
 員弁郡東員村大字中上六、五三番地 服部 善一(重任)  
 員弁郡東員村大字穴太七、五五番地 佐藤 孫治  
 退任理事 員弁郡東員村大字南大社九、五八番地 中山 新一  
 員弁郡東員村大字南大社一、二七〇番地 佐藤 才市  
 員弁郡東員村大字長深四、〇三一番地 広田 政光  
 員弁郡東員村大字長深二、七八一番地 片岡 政一  
 員弁郡東員村大字中上一、五二七番地 日置 学  
 就任監事 員弁郡東員村大字中上一、四六三番地 尾崎 弥十郎  
 員弁郡東員村大字南大社七八番地 石垣 実(重任)  
 員弁郡東員村大字長深二、七八一番地 片岡 政一  
 退任監事 員弁郡東員村大字中上三、二四番地 小山 幸吉  
 員弁郡東員村大字長深二、五四九番地 稲見 国正

三 員弁町藤溜土地改良区(員弁郡員弁町)  
 就任理事 員弁郡員弁町大字大泉一、六四二番地 若松 庄作(重任)  
 員弁郡員弁町大字大泉八〇五番地 出口 新一(重任)  
 員弁郡員弁町大字大泉一、二〇七番地 安藤 実(重任)  
 員弁郡員弁町大字大泉八五六番地 安藤 政雄  
 員弁郡員弁町大字大泉一、五六九番地 位田 久太郎(重任)  
 員弁郡員弁町大字大泉一、五七九番地 若松 己之助  
 員弁郡員弁町大字大泉一、八七二番地 谷崎 勘一  
 員弁郡員弁町大字大泉新田九四一、四一番地 岩田 末松  
 退任理事 員弁郡員弁町大字大泉一、六四二番地 由原 徳一  
 員弁郡員弁町大字大泉八三四番地 渡辺 助四郎  
 員弁郡員弁町大字大泉新田一、二一六番地 大橋 信一  
 員弁郡員弁町大字大泉新田九二二 多湖 仁作  
 就任監事 員弁郡員弁町大字大泉新田一、二一六番地 大橋 信一  
 退任監事 員弁郡員弁町大字大泉二、〇〇七番地 若松 次義